令和７年度
富士市子どもの権利救済委員
活動報告書



富士市子どもの権利救済委員

目　次

Ⅰ　子どもの権利救済委員からのメッセージ …… 1

Ⅱ　子どもの権利の救済について

1　富士市子どもの権利条例 …… 3
2　富士市子どもの権利救済委員と相談窓口 …… 3
3　相談体制等 …… 3
4　相談・救済の流れ …… 5

Ⅲ　相談・活動状況について

1　相談の状況 …… 6
2　活動の状況 …… 6

Ⅳ　広報・啓発

1　こどもへの広報 …… 9
2　大人への広報 …… 14
3　その他 …… 16
4　広報・啓発品 …… 17

Ⅴ　参考資料

1　富士市子どもの権利条例 …… 18
2　富士市子どもの権利条例施行規則 …… 23
3　子どもの権利救済委員名簿 …… 34

Ⅰ 子どもの権利救済委員からのメッセージ

太田　吉則　委員



２０２２年５月、富士市子どもの権利救済委員に就任した弁護士の太田です。本年４月まで、小長谷・石野法律事務所に所属していましたが、４月１３日より、富士市上横割に新事務所を構えることとなりました。

さて、私事ではありますが、昨年、第一子が誕生しました。妻と協力して、授乳や離乳食、沐浴、寝かしつけなど、育児を行ってきましたが、試行錯誤の連続で、活発過ぎて目が離せない、なかなか寝てくれない、何で泣いているのかわからないなど、恥ずかしながら、育児がここまで大変だと思っていませんでした。

このような悩み事、困り事は、きっと、どの家庭も積み重ねてきていると思います。母親も父親も人間ですから、時には、イライラしてしまったり、手が出そうになってしまったこともあると思います。また、そのように手塩に掛けて育ててきた我が子だからこそ、過保護になり過ぎてしまったこともあるかと思います。どの家庭にも起こり得ることだと思いますので、お一人やご家族だけで悩まずに、関係各所にお気軽にご相談いただけると幸いです。今の時代、相談先は、富士市こども家庭課の子育て相談や児童家庭相談、子どもの権利救済委員への救済申立て、静岡県弁護士会の子どもの権利相談等、たくさん用意されています。

富士市子どもの権利条例は、すべての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的として施行されました。他者・地域と交流を図っていく中で、トラブルに発展してしまうこともあると思います。ご家庭や学校、習い事、お友達などの関係で何か悩み事、困り事等がありましたら、何か良策が見つかるかもしれませんので、お一人で、あるいは、ご家族だけで抱え込まないで、お気軽にご相談いただけると幸いです。

畠垣　智恵　委員



富士市の子どもの権利に関する相談窓口である「子どもなんでも相談」と連携を図りながら 、子どもの権利救済委員として活動し 5 年目になりました。

放課後に友人同士で楽しそうに話をしながら下校する子ども、休日も校庭で部活動に汗を流す子ども、地域の祭りやイベントに参加して目を輝かせている子ども。私自身が暮らす町のなかで、毎日そのような生き生きとした子どもたちの姿を見る度に、私自身も幸せな気持ちとなり、この地域に「守られている」ような安心感を覚えます。しかし同時に、今の日本の社会の中には、子どもが子ども同士の関係性の中で脅かされたり、権利を侵害されたり、また大人たちから傷つけられて、健やかに成長していく権利をいとも簡単に奪われてしまう現実があることも日々感じています。保護者の立場では、地域や他者を信頼し、子どもを外へと送り出しても良いものかと、不安に感じられる方もいらっしゃると思います。

2026 年 12 月 25 日には、こども性暴力防止法が施行されます。保育・教育の場において、子どもが大人との信頼関係を結び安心して学び、成長していく権利を国全体として守っていこうとする法律です。まずは、この法律が広く国民に知られ、現場で徹底されていくことを願います。子ども自身が子どもの権利についてよく知り、自分を大切に尊重することや意思表示ができるようになっていくこと、そして、地域社会の中で子どもが誰かに相談しやすくなる環境を整え、子どものサインに気づき、子どもを受け止める練習がこれから必要になってくるのではないかと感じています。

令和 7 年度の活動状況を見てみると、相談件数はまだまだ少ないです。子ども自身が嫌だなと思ったこと、おかしいなと感じていることを直接伝えられる窓口として少しずつ認識されていくように頑張っていきたいと思っています。家族や学校、習い事、友人関係のなかで困っていること、悩んでいることがあったら、ぜひ相談をしてみてください。

Ⅱ 子どもの権利の救済について

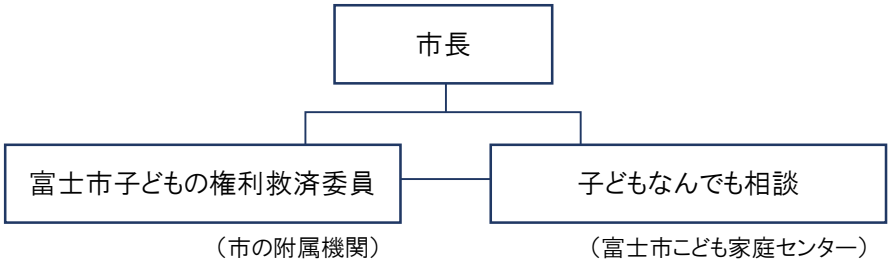
1　富士市子どもの権利条例

全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、富士市は、令和４年４月１日に富士市子どもの権利条例を施行しました。

2　富士市子どもの権利救済委員と相談窓口

いじめや体罰、虐待など、あらゆる子どもの権利の侵害に対して迅速かつ適切に対応し、権利の回復を支援する市の附属機関として、富士市子どもの権利救済委員を令和４年５月 10 日に設置しました。

子どもの権利に関する相談窓口である「子どもなんでも相談」と連携を図りながら、子どもや保護者等からの相談に応じています。



3　相談体制等

⑴　相談体制

①　富士市子どもの権利救済委員　２名

- 子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。任期は３年ですが、再任を妨げるものではありません。
- 富士市こども未来課で、事務局機能を担い、申立ての受付業務を行います。

②　子どもなんでも相談　８名

- 子どもの権利に関する第一次的な相談窓口を、富士市こども家庭センター内にある「子どもなんでも相談」とし、相談員を配置しています。

⑵　職務

①　富士市子どもの権利救済委員

- 子どもの権利に関する相談について、解決方法を一緒に考え、必要に応じて助言及び支援をします。
- 子どもの権利に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行います。
- 調査又は調整の結果、必要に応じて是正等の措置を講ずるよう要請や提言をし、子どもに関する制度改善を求め意見表明を行います。
- 重要な事項について、救済委員会議により協議し決定します。

②　子どもなんでも相談

- 相談員は、電話やメールなどにより寄せられる相談に対応し、子どもの話を傾聴し、子ども自身の解決を支援します。また、問題の解決に向けて調査や調整を行います。
- 学校や関係機関などに働きかけて、子どもに関わるトラブルについての事実関係の確認や、関係者と話し合いの場を設けるなどの調査や調整活動を行います。
- 救済委員の職務を補佐します。

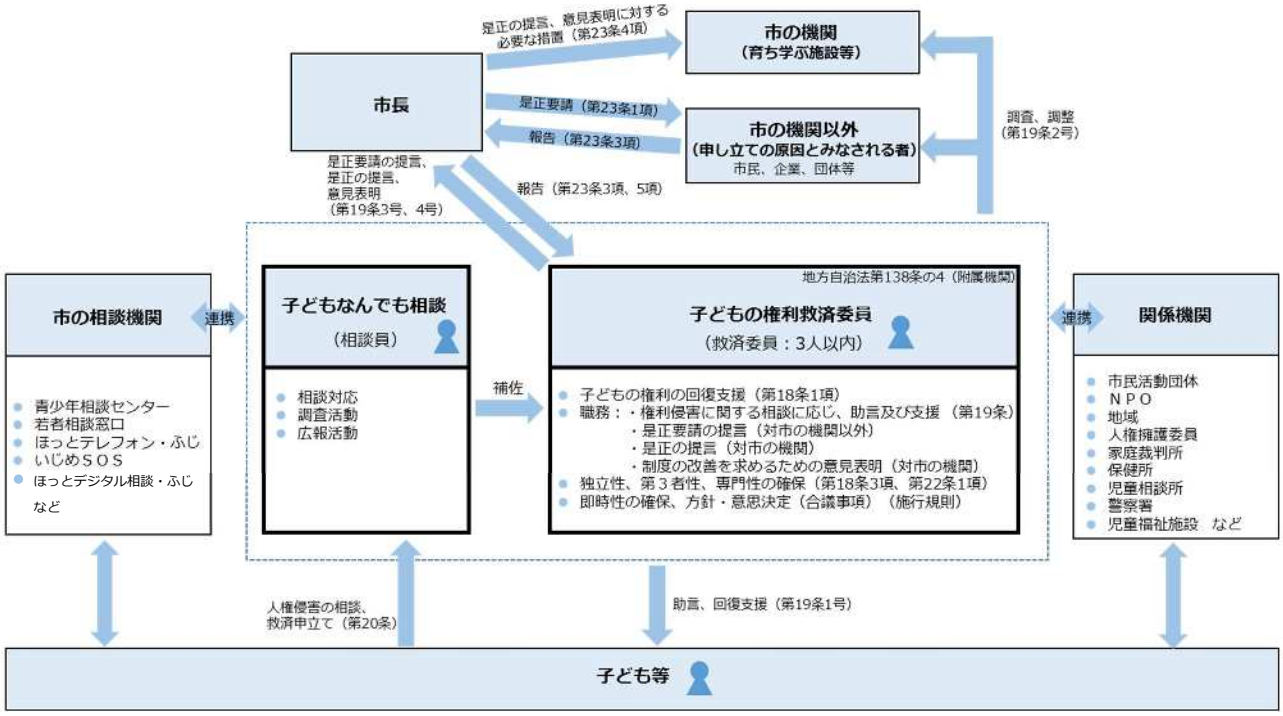
⑶　相談・申立てできること及びできる方

- 子ども（市内に居住し、通学し、通所する方や市内で活動する１８歳未満の方）の権利に関することについて、何でも相談できます。
- 子ども自身はもちろん、家族や友人など、誰でも相談することができます。

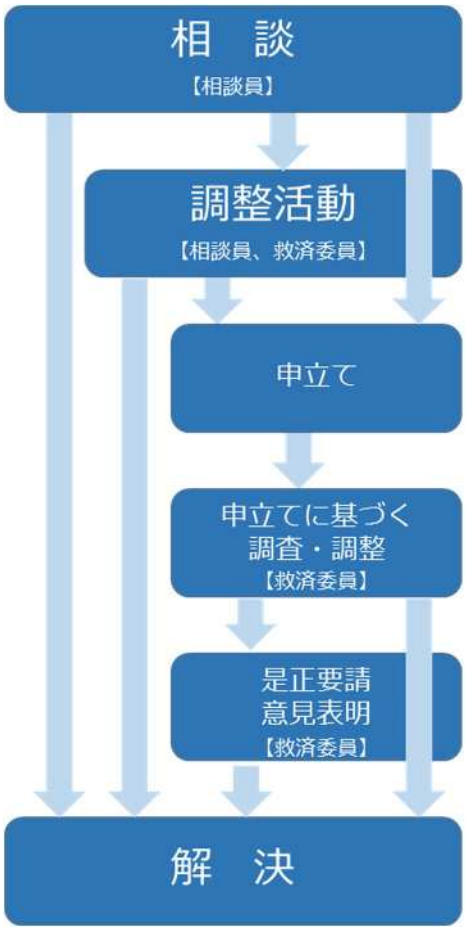
⑷　相談方法

- 「子どもなんでも相談」への来所、電話、メール等で受け付けています。
- 申立てをする場合は、原則、書面で行います。

⑸　相談のイメージ



4　相談・救済の流れ



- いじめや虐待などの子どもの権利侵害だけでなく、友人・親子関係など子どもに関わる様々な悩みを幅広く受け付ける。
- 相談内容に応じて、適切な機関を紹介する。

- 子どもがおかれた状態が良くない場合や当事者同士が行き詰っている場合には、当事者の同意のもと、子どもの最善の利益の実現を図るため、関係機関や相手方との調整を行い解決を目指す。
- 責任の追及ではなく、当事者同士の前向きな対話によって子どもが再び力を出せるよう支援する。

- 子どもの権利侵害に関する個別の事情について、条例に規定する「申立て」を行う。

- 「申立て」に基づく調査・調整が必要と判断された場合、関係機関に対して説明や資料の提出を求め、事実確認の調査等を行う。

- 調査等の結果、必要があるときには、市長に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請することを提言する。
- また、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行う。

Ⅲ 相談・活動状況について

1　相談の状況

⑴　「子どもなんでも相談」のうち子どもの権利侵害に係る相談の件数　８件

［参考］相談件数の推移

（件）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	**令和7年度**
7	10	5	**8**

※相談件数は、「子どもなんでも相談」に寄せられた相談を１案件につき１件として数え、救済委員等の調整活動に至らないものも含めています。

参考１　「家庭児童相談室」の相談件数の推移

（件）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	**令和7年度**
1,093	1,206	1,379	**1,205**

参考２　「ほっとデジタル相談・ふじ」の相談件数の推移

（件）

令和5年度	令和6年度	**令和7年度**
773	649	**606**

2　活動の状況

⑴　調整活動の件数　１件

［参考］調整活動の件数の推移

（件）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	**令和7年度**
4	4	1	**1**

⑵ 申立ての件数　１件

「学校でのいじめ」に関する申立てが１件ありました。

［参考］申立ての件数の推移

（件）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	**令和7年度**
0	0	2	**1**

［申立てに基づく調査・調整活動の状況］

	対応日	対応状況
1	令和7年7月4日（金）	救済委員会議（調査の実施を決定）
2	令和7年8月5日（火）	申立者との面談
3	令和7年8月13日（水）	申立者との面談、申立者の保護者との面談、学校への聞き取り
4	令和7年10月14日（火）	救済委員会議（これまでの対応状況と今後の対応について）
5	令和7年11月25日（火）	申立者との面談

⑶ 自己発意の状況

自己発意の件数　令和７年度の自己発意案件はありませんでした。

［参考］自己発意の件数の推移

（件）

令和4年度	令和5年度	令和6年度	**令和7年度**
0	0	1	**0**

⑷　救済委員会議の開催

	開催日	会議内容
1	令和7年6月11日（水）	⑴　富士市子どもの権利救済委員活動報告会ついて ⑵　令和7年度こどもの権利の普及・啓発、理解促進の取組等について
2	令和7年7月4日（金）	申立て案件への対応について
3	令和7年10月14日（火）	⑴　申立て案件への対応について ⑵　今後の活動について

※申立てに基づく調査・調整活動を含んでいます。

Ⅳ 広報・啓発

1　こどもへの広報

⑴　リーフレット

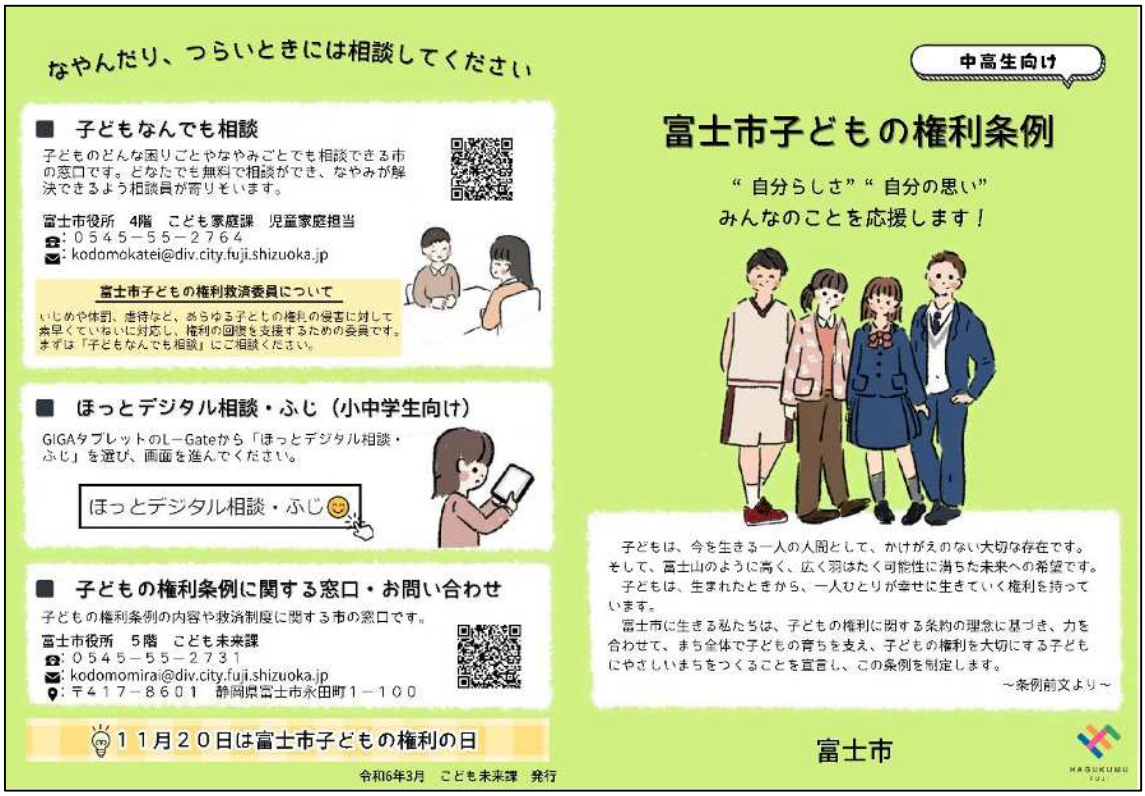
<子どもの権利リーフレット>

市内小学校の新４年生に配付しました。



<中高生向け子どもの権利リーフレット>

静岡福祉大学の有志の学生と協働により令和５年度に作成しました。市内中学校の新１年生に配付しました。





⑵　ポスター

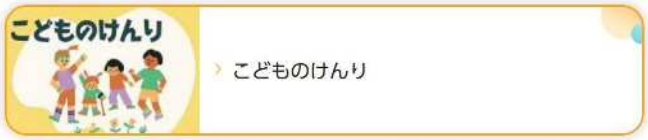
富士市子どもの権利条例や相談先について４コマ漫画を用いて紹介するポスターを作成しました。市内保育施設、小・中学校、まちづくりセンター、図書館等に掲示しました。



⑶　ウェブサイト

市ウェブサイトのキッズページに、こどもの権利の紹介ページを掲載しました。

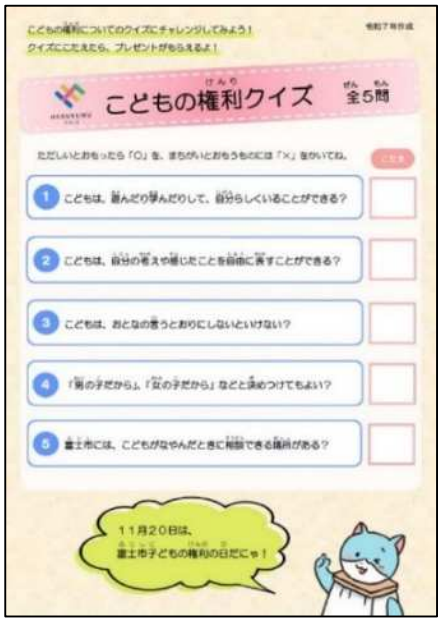


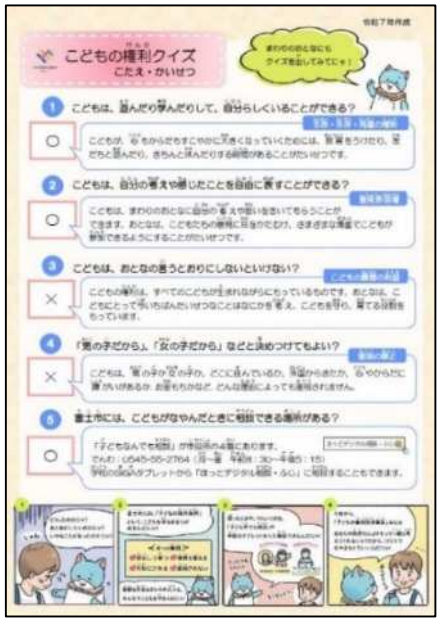


◀ 市ウェブサイト
キッズページ「こどものけんり」

⑷　こどもの権利クイズ

「富士市子どもの権利の日（11 月 20 日）」のキャンペーンの一環として、市内４館の児童館等において「こどもの権利クイズ」を実施しました。





⑸　イベントでの周知活動

「ふじＢｏｕｓａｉ2025」において子どもの権利に関するブースを出展し、周知活動を実施しました。

開催日：令和７年１１月１５日（土）
会　場：ふじさんめっせ
参加者：こども 46 人、大人 34 人





⑹　こども向け出前講座の開催

担当職員が小学校・中学校を訪問し、ワークショップ形式の出前講座を開催しました。

令和７年度の開催数１２回、延べ参加者７３２人

	開催日	会議内容
1	令和7年6月3日(火)	対象者:富士市立青葉台小学校2年生 場　所:富士市立青葉台小学校
2	令和7年6月5日(木)	対象者:富士市立青葉台小学校3年生 場　所:富士市立青葉台小学校
3	令和7年6月10日(火)	対象者:富士市立青葉台小学校4年生 場　所:富士市立青葉台小学校
4	令和7年6月19日(木)	対象者:富士市立青葉台小学校6年生 場　所:富士市立青葉台小学校
5	令和7年6月25日(水)	対象者:富士市立青葉台小学校5年生 場　所:富士市立青葉台小学校
6	令和7年6月30日(月)	対象者:富士市立青葉台小学校1年生 場　所:富士市立青葉台小学校
7	令和7年7月1日(火)	対象者:富士市立青葉台小学校特別支援学級 場　所:富士市立青葉台小学校
8	令和7年11月13日(木)	対象者:富士市立神戸小学校4年生 場　所:富士市立神戸小学校
9	令和7年11月13日(木)	対象者:富士市立神戸小学校5年生 場　所:富士市立神戸小学校
10	令和7年11月13日(木)	対象者:富士市立神戸小学校6年生 場　所:富士市立神戸小学校

	開催日	会議内容
11	令和7年11月26日(水)	対象者:富士市立元吉原中学校1年生 場　所:富士市立元吉原中学校
12	令和7年12月15日(月)	対象者:いまいずみ児童クラブ1年生・2年生 場　所:富士市立今泉小学校敷地内





2　大人への広報

⑴　教職員向け研修資料

富士市子どもの権利条例の実践者として、こどもの権利の基本的な理解を深めるとともに、事例を通したトレーニングを行うことにより、こどもの最善の利益を考慮した業務はどうあったらよいか考えることができるよう、こども未来課と学校教育課が連携し、教職員向け研修資料を作成しました。







⑵　出前講座の開催



こどもの権利の基本認識を深めるための大人向けの出前講座を開催しました。

令和７年度の開催数９回、延べ参加者１９１人

	開催日	会議内容
1	令和7年4月16日（水） 午前の部	対象者：こども未来課会計年度任用職員・ こども未来部職員 場　所：富士市役所
2	令和7年4月16日（水） 午後の部	対象者：こども未来課会計年度任用職員・ こども未来部職員 場　所：富士市役所
3	令和7年7月22日（火）	対象者：広見地区福祉推進会 場　所：広見まちづくりセンター
4	令和7年7月29日（火）	対象者：富士市立吉原第三中学校教職員 場　所：富士市立吉原第三中学校
5	令和7年8月29日（金）	対象者：広見小学校運営協議会 場　所：富士市立広見小学校
6	令和7年10月14日（火）	対象者：一般社団法人コドモノプラス 場　所：富士市教育プラザ
7	令和7年11月17日（月）	対象者：放課後児童クラブ支援員等 場　所：富士市教育プラザ
8	令和7年12月22日（月）	対象者：富士市立東小学校教職員 場　所：富士市立東小学校
9	令和8年1月28日（水）	対象者：富士市立広見小学校教職員 場　所：富士市立広見小学校

⑵　こどもの権利に関する講演会の開催

災害時にも平常時においても、こどもの権利が保障され、こどもがありのままに安心して過ごせる居場所づくりについての講演会を「ふじＢｏｕｓａｉ2025」において実施しました。

開 催 日：令和７年１１月１５日（土）
会　　場：ふじさんめっせ
タイトル：フェーズフリーなこどもの居場所
講　　師：一般社団法人 TOKYO PLAY　代表理事　嶋村仁志　様





3　その他

⑴　広報誌による周知・啓発

広報ふじ：令和７年１１月号





⑵　横断幕による周知・啓発

⑶　東京経済大学現代法学部野村ゼミ フィールドワークの実施

こどもに最も近い大人としての立場と、野村ゼミでの学びを通じて得た専門的知見を踏まえ、こどもの居場所やこども等からの意見聴取の仕組みについて、ワークショップ形式で意見交換を行いました。

4　広報・啓発品

⑴　横断幕



⑵　リーフレット





⑶　ポスター



V 参考資料

1　富士市子どもの権利条例

○富士市子どもの権利条例

令 和 ４ 年 ４ 月 １ 日
条 例 第 １ ７ 号

目次
前文
第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　子どもにとって大切な権利（第３条・第４条）
第３章　子どもの権利の保障（第５条－第８条）
第４章　虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止（第９条－第１１条）
第５章　子どもの居場所づくり（第１２条）
第６章　子どもの権利の普及（第１３条－第１５条）
第７章　子どもの意見表明及び参加（第１６条・第１７条）
第８章　子どもの権利の侵害からの救済（第１８条－第２４条）
第９章　施策の推進（第２５条）
第１０章　雑則（第２６条）
附則

子どもは、今を生きる一人の人間として、かけがえのない大切な存在です。そして、富士山のように高く、広く羽ばたく可能性に満ちた未来への希望です。

子どもは、生まれたときから、一人ひとりが幸せに生きていく権利を持っています。人種、性別又は障害の有無などによって差別されることなく、学校に行けない、又は行かないことによって取り残されることなく、貧困、病気その他のどのような困難な状況にあっても、命が守られ、幸せに育ち、生きることが保障されます。

子どもは、一人ひとりの違いを「自分らしさ」として尊重され、あらゆる差別、虐待や体罰、いじめから守られ、大人の愛情と理解のもと、失敗や成功を繰り返し、明日に向かって健やかに育つことができます。子どもは、自分の考えや感じたことを自由に表すことができ、また、様々な活動の場に参加することができます。

子どもは、自分の意見が尊重され、周りの人からの愛情や信頼を実感することによって、自信を持ち、自分自身を大切にする気持ちが育まれます。そして、様々な経験を通して、自分と同じように他の人を思いやることや、社会の一員としての役割を自然と身に付けていきます。

大人は、子どもの力を信じるだけでなく、子どもと誠実に向き合い、言葉や表情から、子どもの思い、考え、意見を十分に受け止めます。

大人は、常に子どものこうした心情や意見を尊重し、成長や発達に応じて子どもにとって今最も良いことは何かを考えながら子どもの育ちを支えます。

子どもと大人は、共に社会をつくり、幸せを分かち合うパートナーです。それぞれの役割のもと、協力し合いながら成長することが必要です。

富士市に生きる私たちは、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、力を合わせて、まち全体で子どもの育ちを支え、子どもの権利を大切にする子どもにやさしいまちをつくることを宣言し、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、全ての子どもが命を守られ、自分らしく生き、成長し、及び発達していくことができるよう、子どもの権利を保障するとともに、子どもにやさしいまちづくりを推進することを目的とします。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

⑴　子ども　１８歳未満の者で、市内に居住し、通学し、通所するものその他市内で活動

するものをいい、これらの者と同等にこの条例が適用されることが適当であると市長が認める者を含みます。

⑵　保護者　親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、子どもを現に監護するものをいいます。

⑶　育ち学ぶ施設　次に掲げる施設をいいます。

ア　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）に定める児童福祉施設

イ　学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に定める学校、専修学校又は各種学校

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、子どもが育ち、及び学ぶことを目的として通学し、通所し、又は入所する施設

⑷　市民等　次に掲げるものをいいます。

ア　市内に居住し、通勤し、又は通学する者

イ　市内に事務所を有する法人その他の団体

⑸　施設関係者　育ち学ぶ施設の設置者、管理者及び職員をいいます。

第２章　子どもにとって大切な権利

（子どもにとって大切な権利）

第３条　子どもが健やかに成長し、及び発達していくために、子どもの権利に関する条約の理念に基づき、次に掲げる権利が特に大切なものとして保障されなければなりません。

⑴　子どもがかけがえのない存在として、その命が大切にされ、年齢及び発達にふさわしい環境の下、一人ひとりの個性が尊重され、安心して成長し、及び発達することができること。

⑵　子どもが自分の思い、考え又は意見（以下「意見等」といいます。）を自由に表明することができ、それらが子どもの年齢、成長及び発達に応じて受け止められ、尊重されること。

⑶　子どもに関するあらゆる活動において、子どもの最善の利益が第一に考慮されること。

⑷　子どもが人種、性別、障害その他の子ども又はその家庭の状況を理由としたあらゆる差別及び不利益を受けることがないこと。

（他者の権利の尊重）

第４条　子どもは、自分の権利が他者から尊重されることと同じように、他者の権利を尊重するものとします。

第３章　子どもの権利の保障

（家庭における権利の保障）

第５条　保護者は、子どもの成長及び発達について第一に責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、その権利を保障しなければなりません。

２　保護者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

３　保護者は、子どもと共にいる時間を大切にするよう努めるものとします。

４　保護者は、子どもの発達に有害なものから子どもを保護するとともに、子どもがそれを自ら避けることができるよう、必要な情報を伝えるよう努めるものとします。

５　保護者は、子どもの養育に当たり、市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。

（育ち学ぶ施設における権利の保障）

第６条　施設関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長及び発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

２　施設関係者は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

３　施設関係者は、育ち学ぶ施設に属し、又は育ち学ぶ施設にいる子どもの教育及び養育に当たり、市その他関係機関に支援を求めることができます。

（地域における権利の保障）

第７条　市民等は、地域が子どもにとって様々な経験を通して豊かに成長し、及び発達するために大切な場であることを認識し、子どもの最善の利益を考えて、子どもの権利を保障しなければなりません。

２　市民等は、地域社会を構成する大切な一員である子どもにとって安全で安心な地域の環境をつくり、その環境を守るよう努めるものとします。

３　市民等は、子どもの意見等に耳を傾け、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

４　市民等は、子どもの権利の保障に関する活動を行うことをいつでも市に提案することができます。
５　市民等は、子どもに関わることについて市その他関係機関に必要な支援を求めることができます。
（市による権利の保障）
第８条　市は、子どもの権利を保障するため、保護者、施設関係者及び市民等と協働して、子どもに関わる施策を推進しなければなりません。
２　市は、保護者、施設関係者及び市民等がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければなりません。

第４章　虐待、体罰、いじめ及び貧困の防止

（虐待及び体罰の防止等）
第９条　保護者、施設関係者及び市民等は、虐待及び体罰だけでなく、子どもの品位を傷つけるような言動を行ってはいけません。
２　市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対する虐待及び体罰の防止並びにそれらの早期発見に努めなければなりません。
３　市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、虐待及び体罰を受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。
４　市は、虐待を防止するため、保護者がその子どもの養育が困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めなければなりません。
（いじめの防止等）
第１０条　市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもに対するいじめの防止及び早期発見に努めなければなりません。
２　市及び施設関係者は、関係機関等と連携して、いじめを受けた子どもを迅速かつ適切に救済し、子どもの権利の回復に努めなければなりません。
（子どもの貧困の防止）
第１１条　市は、保護者、施設関係者及び市民等と連携して、子どもが安心して健やかに成長し、及び発達するために、子どもの貧困問題に取り組むよう努めなければなりません。

第５章　子どもの居場所づくり

第１２条　市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもがありのままの自分でいることができ、安心して過ごすことができる居場所づくりに努めるものとします。
２　市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもの居場所づくりに当たり、子どもが参加し、又は子どもの意見等を聴く機会を設けるとともに、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。

第６章　子どもの権利の普及

（子どもの権利の普及）
第１３条　市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。
（富士市子どもの権利の日）
第１４条　市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとします。
２　前項の富士市子どもの権利の日は、１１月２０日とします。
（子どもの権利の学習等への支援）
第１５条　市は、子どもが子どもの権利を学ぶ機会を保障し、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。
２　市は、保護者、施設関係者及び市民等が子どもの権利について学び、共通の認識を持てるよう、必要な支援に努めるものとします。

第７章　子どもの意見表明及び参加

（子どもの意見表明及び参加）
第１６条　市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。
２　市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。
（子どもの視点に立った情報発信）
第１７条　市は、市政への子どもの意見表明及び参加の促進を図るため、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見等を表明することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信に努めるものとします。

第８章　子どもの権利の侵害からの救済

（富士市子どもの権利救済委員の設置）

第１８条　市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

２　救済委員の定数は、３人以内とします。

３　救済委員は、次条に規定する救済委員の職務の遂行について利害関係がなく、子どもの権利に理解が深く、豊かな経験を有する者のうちから、市長が委嘱します。

４　救済委員は、任期を３年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

５　救済委員は、再任されることができます。

６　市は、子どもの権利に関する相談窓口を設置するとともに、相談、調査、調整その他の活動に関する相談員を置きます。

（救済委員の職務）

第１９条　救済委員の職務は、次のとおりとします。

⑴　子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

⑵　子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。

⑶　前号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関以外の者に是正等の措置を講ずるよう要請すること（以下「是正要請」といいます。）を提言すること。

⑷　第２号に規定する調査又は調整の結果、救済委員が必要であると認めるときは、市長に対し、関係する市の機関に是正等の措置を講ずることを提言し、又は関係する市の機関における子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を行うこと。

（救済の申立て）

第２０条　何人も、次に掲げる子どもの権利の侵害に関する事項について、市長に対し、救済の申立てを行うことができます。

⑴　市内に居住する子どもに関するもの

⑵　その他の子どもに関するもの（救済の申立ての原因となった事実が市内で生じたものに限ります。）

（救済委員の役割等）

第２１条　救済委員は、子どもの権利の擁護者として、子どもの意見等を聴き、子どもの最善の利益を図るよう努めるものとします。

２　救済委員は、子どもの最善の利益を図るために、関係機関等と相互に協力し、及び連携するよう努めるものとします。

（救済委員に対する協力）

第２２条　市及び施設関係者は、救済委員の独立性を尊重し、その活動に協力しなければなりません。

２　保護者及び市民等は、救済委員の活動に協力するよう努めるものとします。

（是正要請等の尊重）

第２３条　市長は、救済委員から第１９条第３号の規定による提言があった場合は、関係する市の機関以外の者に対する是正要請をするものとします。

２　前項に規定する是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を講ずるよう努めるものとします。

３　市長は、第１項に規定する是正要請を受けた者に対し、その是正のために講じた措置について、報告を求めるものとします。この場合において、市長は、その内容について救済委員に報告するものとします。

４　市長は、救済委員から第１９条第４号に規定する提言又は意見表明があった場合は、これらを尊重し、必要な措置を講ずるものとします。

５　市長は、前項の措置について、救済委員に報告するものとします。

（活動状況の報告）

第２４条　救済委員は、毎年の活動状況等を市長に報告し、市長は、それらを公表するものとします。

第９章　施策の推進

（推進計画）

第２５条　市は、子どもに関する施策を進めるに当たり、推進計画を定めるものとします。

２　市は、子ども、市民等及び富士市子ども・子育て会議条例（平成２７年富士市条例第１５号）に規定する富士市子ども・子育て会議の意見を聴いて、前項の推進計画を策定し、必要に応じて、その内容を見直すものとします。
３　市長は、第１項の推進計画の実施状況について検証するため、富士市子ども・子育て会議に諮るものとします。

第１０章　雑則

（委任）

第２６条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附　則

この条例は、令和４年４月１日から施行します。

２　富士市子どもの権利条例施行規則

○富士市子どもの権利条例施行規則

令和４年４月１日
規則第３４号

（趣旨）
第１条　この規則は、富士市子どもの権利条例（令和４年富士市条例第１７号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（定義）
第２条　この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。
（１８歳未満の者と等しく子どもの権利を認めることが適当である者）
第３条　条例第２条第１号に規定する条例が適用されることが適当であると市長が認める者は、満１８歳に達した日から同日以後の最初の３月３１日までの間にある者であって、次のいずれかに該当するものとする。
⑴　市内に住所を有する者で、育ち学ぶ施設に在籍しているもの。
⑵　市外に住所を有する者で、市内に存する育ち学ぶ施設に在籍しているもの。
（代表救済委員）
第４条　条例第１８条に規定する救済委員のうち１人を代表救済委員とする。
２　代表救済委員は、救済委員の互選により定める。
３　代表救済委員に事故があるとき、又は代表救済委員が欠けたときは、あらかじめ代表救済委員が指名する救済委員がその職務を代理する。
（救済委員による協議）
第５条　代表救済委員は、次に掲げる事項を協議するため、救済委員を会議に招集することができる。
⑴　条例第１９条第３号に規定する是正要請の提言又は同条第４号に規定する是正等の措置を講ずることの提言若しくは子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明に関すること。
⑵　第７条第６号に該当する事項に関すること。
⑶　前２号に掲げるもののほか、救済委員が協議の必要があると認める事項に関すること。
２　代表救済委員は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
（救済の申立て）
第６条　条例第２０条に規定する救済の申立ては、市長に救済申立書（第１号様式）を提出することにより行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、口頭により行うことができる。
２　前項ただし書の場合において、市長は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（第２号様式）に記録するものとする。
（調査等）
第７条　救済委員は、救済の申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第１９条第２号に規定する事実の調査又は調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
⑴　申立ての内容に虚偽がある場合
⑵　申立ての内容に具体的な権利の侵害が含まれない場合
⑶　申立ての内容が救済委員又は条例第１８条第６項に規定する相談員の行為に係るものである場合
⑷　申立ての原因となった事実のあった日から３年を経過している場合
⑸　申立日において、権利を侵害された者が子どもでない場合
⑹　その他調査等をすることが必要でない又は適当でないと救済委員が認める場合
（調査等の同意）
第８条　市長は、救済委員が調査等をする場合において、当該調査等が権利を侵害された子ども又は保護者からの申立てによるものでないときは、調査等を行うことについて、同意書（第３号様式）により、事前に当該子ども又はその保護者の同意を得なければならない。ただし、子どもが置かれている状況等を考慮し、救済委員が同意を得ずに調査等を行う必

要があると認めるときは、この限りでない。

（調査等の通知）

第９条　市長は、救済委員が調査等をするときは、救済の申立てをした者（以下「申立者」という。）及び前条本文の規定による同意をした子ども又はその保護者（以下「同意者」という。）に調査等実施通知書（第４号様式）により通知するものとする。

２　市長は、救済委員が関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に対して資料の提出及び説明その他の必要な協力を求めるときは、その旨を通知するものとする。ただし、関係する市の機関以外の者に対して実地調査をするときは、その同意を得なければならない。

３　救済委員は、第７条ただし書の規定により調査等をしない場合は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者及び同意者に調査等対象外通知書（第５号様式）により通知するものとする。

（調査等の中止）

第１０条　救済委員は、調査等の開始後に、第７条各号のいずれかに該当することとなったときは、調査等を中止することができる。

２　前項の場合において、救済委員は、理由を付してその旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等中止通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（是正要請等の提言）

第１１条　市長は、条例第１９条第３号に規定する是正要請の提言を受けた場合には、関係する市の機関以外の者に是正要請通知書（第７号様式）により通知するものとする。

２　前項の場合において、市長は、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

３　市長は、条例第１９条第４号に規定する是正等を講ずることの提言又は子どもに関する制度の改善を求めるための意見表明を受けた場合には、関係する市の機関に必要な措置を講ずるよう指示するとともに、その旨を申立者及び同意者に報告するものとする。

（調査等結果の通知）

第１２条　救済委員は、調査等が終了したときは、その旨を市長に報告するものとし、市長は、申立者、同意者及び関係する市の機関又は関係する市の機関以外の者に調査等結果通知書（第８号様式）により通知するものとする。

（身分証明書）

第１３条　救済委員は、その職務の実施に当たっては、身分証明書（第９号様式）を携帯し、関係者からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

（秘密の保持）

第１４条　救済委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第１５条　救済委員の庶務は、こども未来部こども未来課において処理する。

（委任）

第１６条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

救　済　申　立　書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所
申立者　氏　　名
電話番号

富士市子どもの権利条例第２０条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済を申し立てます。

権利の侵害を受けたと思われる子ども	氏　名			
	住　所			
	年　齢		申立者との関係	
申立ての原因となった事実の概要及びその事実のあった年月日				
他の機関への相談等の有無	無　・　有	（有の場合、相談機関の名称及び相談状況）		
備　　考				

第２号様式（第６条関係）

口　頭　申　立　記　録　書

年　　月　　日

富士市子どもの権利条例施行規則第６条第２項の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る救済の申立てを口頭で受け付けました。

<table>
<tr><td>申立てを受けた日</td><td colspan="4">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>申立てを受け付けた者</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">申　　立　　者</td><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>電話番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">権利の侵害を受けたと思われる子ども</td><td>氏　　名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>年　　齢</td><td></td><td>申立者との関係</td><td></td></tr>
<tr><td>申立ての原因となった事実の概要及びその事実のあった日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>他の機関への相談等の有無</td><td>無　・　有</td><td colspan="3">（有の場合、相談機関の名称及び相談状況）</td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

第３号様式（第８条関係）

同　意　書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

同意者　住　　所
　　氏　　名
　　（氏名を自書しない場合は、記名押印すること。）
　　電話番号

私は、富士市子どもの権利条例施行規則第８条の規定に基づき、次の子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を行うことについて同意します。

権利の侵害を受けたと思われる子ども	氏　　名			
	住　　所			
	年　　齢		同意者との関係	

第４号様式（第９条関係）

調　査　等　実　施　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　印

富士市子どもの権利条例施行規則第７条の規定に基づき、次のとおり子どもの権利の侵害に係る事実の調査等を実施しますので通知します。

記

１　子どもの権利の侵害についての概要

２　調査等を実施する理由

３　調査等の内容

４　備考

第５号様式（第９条関係）

調　査　等　対　象　外　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　印

　　年　　月　　日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てについて、富士市子どもの権利条例施行規則第７条ただし書の規定に基づき、事実の調査等を実施しないこととしますので通知します。

記

事実の調査等を実施しない理由

第６号様式（第１０条関係）

調　査　等　中　止　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　印

　　年　　月　　日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等について、富士市子どもの権利条例施行規則第１０条第１項の規定に基づき、調査等を中止することとしますので通知します。

記

中止の理由

第７号様式（第１１条関係）

是　正　要　請　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　印

　　年　　月　　日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等の結果、富士市子どもの権利条例第２３条第１項の規定による是正要請をします。

記

是正要請の内容

第８号様式（第１２条関係）

調　査　等　結　果　通　知　書

第　　号
年　　月　　日

様

富士市長　　印

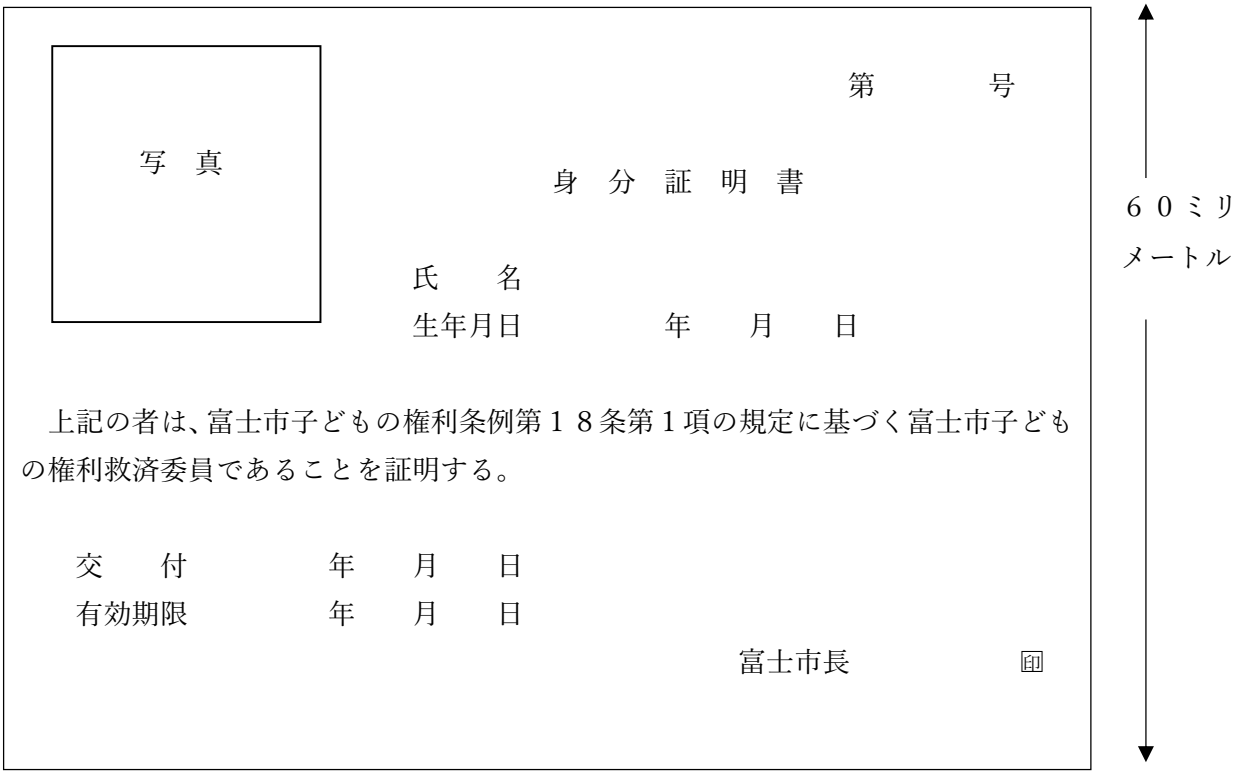
　　年　　月　　日付けの子どもの権利の侵害に係る救済の申立てによる事実の調査等が終了しましたので、富士市子どもの権利条例施行規則第１２条の規定に基づき、結果を通知します。

記

調査等の結果

第９号様式（第１３条関係）

（表面）



（裏面）

富士市子どもの権利条例（抄）

（富士市子どもの権利救済委員の設置）

第１８条　市は、子どもの権利の侵害に迅速かつ適切に対応し、その権利の回復を支援するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、市長の附属機関として富士市子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を置きます。

２から６まで　（省略）

（救済委員の職務）

第１９条　救済委員の職務は、次のとおりとします。

⑴　子どもの権利の侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。

⑵　子どもの権利の侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、事実の調査又は調整を行うこと。

⑴及び⑷　（省略）

3　富士市子どもの権利救済委員名簿

委員の任期：令和７年５月10日から令和10年５月９日

職名	氏名	役職等
富士市子どもの権利救済委員	太田　吉則	静岡県弁護士会　弁護士
	畠垣　智恵	静岡大学 教授 臨床心理士

◆子どもなんでも相談

子どものどんな困りごと、悩みごとでも相談できる市の窓口です。

富士市　こども家庭センター　児童家庭担当

〒417-8601　静岡県富士市永田町１丁目 100 番地　富士市役所４階

電話　0545-55-2764（直通）

メールアドレス　kodomokatei@div.city.fuji.shizuoka.jp

◆市ウェブサイトの子どもの権利に関するページ

子どもなんでも相談

子どもの権利救済委員

子どもの権利条例

令和７年度富士市子どもの権利救済委員活動報告書

令和８年９月

発行　富士市子どもの権利救済委員

編集　富士市子どもの権利救済委員

富士市こども未来部こども未来課

〒417-8601　静岡県富士市永田町１丁目 100 番地

電話　0545-55-2731（直通）
